

- 2 順位
- 3 債権額
- 4 債権の弁済期
- 5 質権を設定すべき場合においては、その存続期間
- 6 利息に関する定め
- 7 その他の特約事項

備考

- 1 この届出書には、譲受け予定者及び先取特権、質権又は抵当権(これらの権利を目的とする権利を含む。)を有していた者の本人確認書類を添付すること。
- 2 法第118条の13第1項の権利の消滅に関する合意が建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件としないで成立した場合においては、この様式中「下記のとおり (質権)
(抵当権) を設定すべきことを条件として」を抹消し、下記については記載しないこと。
- 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。
- 4 不要の部分は消すこと。